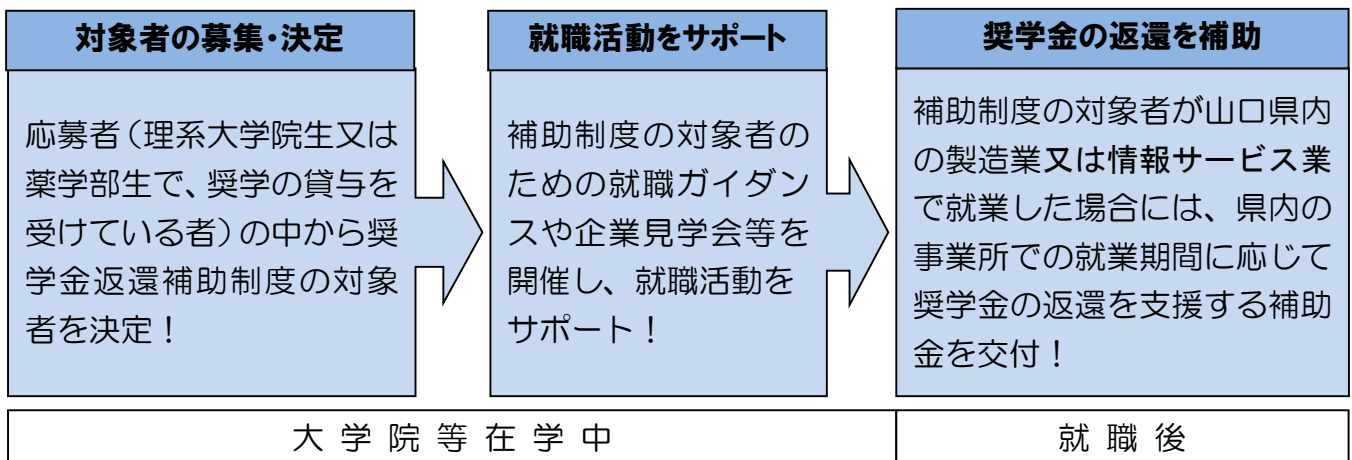


## 2023年度 山口県高度産業人材確保事業 奨学金返還補助制度対象者募集要項

この奨学金返還補助制度は、理系大学院又は薬学部で高度な知識を習得している学生を対象とし、学生が大学院修士課程修了又は大学卒業の後、山口県内の製造業又は情報サービス業に一定期間従事した場合に、貸与を受けていた奨学金の返還額の全部又は一部について補助するものです。ぜひ、ご応募ください。

### 【山口県高度産業人材確保事業のフロー】



※対象者に決定された方が、山口県内の製造業又は情報サービス業に就業しなかった場合でも、新たな負担が生じることはありません。

### 1 募集対象

次の(1)から(3)のいずれにも該当する方が募集対象です。

- (1) 応募時点で、奨学金（経済的な理由で就学困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、(独)日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるもの<sup>(※)</sup>が当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいい、山口県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。以下同じ。)の貸与を受けている方又は貸与の申請をしている方

※公益的な活動を行う目的で設立された法人や団体が該当します。該当するか否かは申請前にご確認ください。

- (2) 応募時点で、次のア、イのいずれかに該当する方

ア 大学院修士課程（博士課程前期を含み、一貫制博士課程を除く。）の1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科（これらに相当する研究科を含む。）に在籍

イ 大学の薬学部（これらに相当する学部を含む。）の5年生で、薬学共用試験に合格

- (3) 大学院修士課程を修了又は大学を卒業した年の翌年の4月末日までに製造業を営む企業（製造業を営む企業が100パーセント出資する非製造業の企業であり、かつ、主として出資者である企業の製品の製造に関する業務を行っている」と認められるものを含む。）の山口県内の事業所（以下単に「県内製造業」という。）又は情報サービスを営む企業の山口県内の事業所（以下単に「県内情報サービス業」という。）で就業することを希望する方

2 募集人員 25名程度（うち薬剤師枠5名程度）

3 募集期間 2023年5月8日(月)から2023年9月29日(金)まで

## 4 補助の概要

### (1) 補助対象期間

奨学金返還補助制度の対象者として決定された方が、大学院修了等の後、県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業（対象企業）で就業を始めてから12年間のうち、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間を補助の対象とします。ただし、補助の対象とする期間（補助対象期間）は最大6年間とします。

### (2) 補助金額

補助金額は、補助対象期間の月数を72で除して得た数を、奨学金の返還額<sup>(※)</sup>に乗じて得た額（円未満切り捨て）に相当する金額を上限とします。

※対象者に決定された年の4月から2年間に貸与を受けた金額に限ります。

※有利子奨学金の場合、利息は補助対象外です。

※補助金の対象となる奨学金の返還額は、2,112千円（薬学部生においては1,536千円）が上限です。

### (3) 補助金の交付申請

年度毎に補助対象期間に応じた補助金の交付を申請することができます。

※補助金の交付は、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した年度の翌年度に行います。

### (4) 補助金の返還

大学院修了等の後、最初に対象企業で就業を始めてから3年以内に自己都合で離職し、かつ、離職後1年以内に県外へ転居した場合には、それまでに受けた補助金の返還が必要になります。

## 5 応募方法

次の書類を「9 応募先・問い合わせ先」あてに、募集期間内（当日消印有効）に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

- (1) 奨学金返還補助制度対象者申込書（様式第1号）
- (2) 応募理由書（様式第1号関係 別紙1）

※「応募の動機」欄には、山口県内への就業や、山口県の製造業・情報サービス業の振興、山口県への貢献に対する考え等を記載してください。

- (3) 指導教員等の推薦書（様式第1号関係 別紙2）
- (4) 履歴書（指定様式）
- (5) 奨学生証のコピー（応募時点で奨学金の貸与申請中の方は、奨学生証が届き次第、速やかにコピーを提出してください。）
- (6) 大学の成績証明書
- (7) その他知事が必要とするもの（個別に提出を求める場合があります。）

## 6 対象者の決定

書類により選考し、その結果を10月下旬目途に文書で通知します。

## 7 対象者の決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、対象者の決定の取り消し等の措置を行います。

- (1) 奨学生に採用されなかったとき又は在学中に奨学生の資格を失ったとき
- (2) 留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 大学院修了等の後、翌年の4月末日までに対象企業で就業しなかったとき
- (5) 対象企業での就業後に離職し、再び、当該対象企業又は他の対象企業で就業せず1年を超過したとき

## 8 その他

他の地方公共団体が行う奨学金の返還支援と重複して応募することはできません。

## 9 応募先・問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県産業労働部産業人材課

TEL 083-933-3234 FAX 083-933-3229 E-mail [a13100@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a13100@pref.yamaguchi.lg.jp)

制度の詳細、指定様式及び規程等は、山口県産業労働部産業人材課のホームページに掲載しています。

URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/255/202864.html>

または

働くなら山口県

検索

